

○村松幸昌委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、全部で16件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、行政経営部、市立総合病院、教育委員会事務局、生きがい・交流部の順で審査したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

初めに、総務部所管の議案の審査を行います。

まず、議第3号「令和5年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」について議題といたします。

予算書の17、18ページ、事項別明細書は212ページからです。

それでは、議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○鈴木浩己委員 おはようございます。

それでは、1つだけ伺いますが、先日の補正だっけか、のときに、資料として土地取得事業で持っている財産の部分について御提示をいただきました。令和5年度の不動産売却収入とかほぼ科目設置みたいな感じになっているんですけども、今、財産として所有をしている土地について、売却の考え方というか、それをちょっとお教えいただきたいと思います。

○大石一宏管財課長 公売にかける考え方というものにつきましては、一応、本当に公共用として、まず、今後使う、使用する可能性がないかというところが、まず第一になります。その上で、ここに残っているというのは可能性がないということに、考えられますが、これを全部一気に売り払うというのはなかなか難しいということで、それで、かつ、本当に公売にかけて買手がつきそうな物件を選別しまして、公売にかけているというような状況であります。

以上であります。

○鈴木浩己委員 一遍に、それこそ全部一括して公売にかけたりとか売却をしたほうがいいよという、そういう考え方じゃなくて、結構狭い土地だとか、あるいは変形みたいなそういうものだとか、中身を見てみると結構あるように思います。ですので、そういったものについて、当然そういう変形だとか狭いところというのはあんまり使い道がないなというふうに思うわけで、できたらそういう隣地の土地所有者などとお話をさせていただく中でお譲りするような、そういう形で考えていただけたらなというふうに思います。これは要望です。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 これより採決いたします。

議第3号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号「焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は1ページ、参考資料も1ページからです。

それでは、第19号に対する質疑に入ります。

質疑、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第19号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第19号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号「焼津市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は2ページ、参考資料は3ページからです。

それでは、議第20号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○鈴木浩己委員 それでは、ちょっとお伺いいたします。

今回の条例改正については、普通財産の無償貸付け、減額貸付けの部分かな、と思えますけれども、それこそ、ほかの自治体の同様の条例を見てみると、今回、焼津市は、国においてという部分が付け加わってくるわけで、減額貸付けあるいは無償貸付けの部分を改正と、あと物品もそうですけれども、ほかの自治体を見てみると、普通財産の譲渡または減額譲与と譲渡の部分もやっぱり国においてという文言が付け加わっているんですけれども、今回、本市の条例改正で、こっちの普通財産の譲与または減額譲渡について、本当は第2条にこれは書かれている条文なんですけれども、そこは逆になっているものですから、皆さんの参考資料では分からないと思いますけれども、例規集を見てみると、明確に第2条のところはそういう文言がたしか……。あっ、第3条だ。第3条

に普通財産の譲与または減額譲渡というのが焼津市の例規集のこの条例の第3条にはうたわれております。その中に、今までどおり、(1)として、他の地方自治体、その他公共団体においてということ書かれているんですけども、今回、第4条と第7条の関係のみ国においてという文言が付け加わっていて、こっちの譲与と減額譲渡のほうには付け加わらなかったと思うんですけども、その理由を教えてくださいと思います。

○増田浩之総務部長 まず、譲与と譲渡に関しては、所有権を移す話になります。そうしますと、市の財産を著しく安く国のほうに譲渡するということは、国と地方の財政均衡の観点から、安く譲るということが、あまりにも、国と地方の関係上、適切ということには、ちょっと検討事項になるものですから、あくまでも貸し付けするときは安く貸し付けますけど、譲与、所有権を移す、国に譲り渡すときに適正な価格というのが改めて求められるものですから、あえて譲与、譲渡のところに国というのは入れていないということでございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

そういうことで、今回、第3条関係は改正しなかったというふうな解釈をさせていただきたいと思うんですけども、実際、ほかの自治体の第3条のところというのは、例えば焼津市での財産の用途を廃止した場合においてとか、そういうただし書が書かれているのが結構目立つんですよ。(1)から(5)まであたりして、特に、最後の(5)のところ、焼津市にはないですけども、ほかのところを見ると、市の産業振興または学術向上に極めて貢献する施設を設置する場合において、市の施策または市道に基づいて設置するもので、市長が特に必要と認めるものに対し譲渡するときとかという、そういう明確に市の産業振興だとか学術向上に相当寄与する場合において、市長が認める場合においては、譲与または減額譲渡の対象になるよということをおっしゃっているものですから、ですので、そういうただし書を入れれば第3条のところについても改正の余地があるのかなというふうに自分は思って、質疑をさせていただきました。もし何かお考えがあればお願いいたします。

○増田浩之総務部長 鈴木浩己委員の今の御意見、ごもつともだと思います。これに関しては、市の施策、企業誘致とか新産業を立地する上での誘導施策ということになりますので、御意見はうちのほうとして承って、今後、市全体として産業誘致とか、そういったときに資する方策の1つとして検討させていただきたいということでございます。

今回の条例改正の趣旨が、どっちかといいますと、4条の2のほうになりまして、議案説明会のときに御説明させていただいたんですが、庁舎の有効利用、特に大井川庁舎は空きスペースもある中で、地方自治法の改正で、庁舎の有効利用が、今までは行政財産の目的外使用ということで、単年ごとに許可を出したんですけど、これが、庁舎の有効スペースがあって、それを市が当面何にも使わないという前提で貸し付けることができる。複数年で貸し付けることができるという自治法の改正もございましたので、今回、大井川庁舎のほうの利活用の中で、そういった余裕スペースを貸し付けるということでの趣旨で、今回は条例改正のほうを提案させていただいているものですから、先ほど鈴木委員の御提案もまた市の施策として検討させていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。ぜひまた検討のテーブルへのせていただきたいなというふうに思います。

大井川庁舎の有効利用ということで、予算審査のときにも管財課長に御質疑させていただいて御答弁をいただいた総務費の国庫等返還金の30万円、あれは公証役場の部分のもので、当時の建設費の面積分を案分して返還したんだというお話でした。今後、この条例改正をして、有償貸付け、無償貸付け、どちらになるか分からないですけども、例えば、貸付けをした場合において、やはり今回と同じような国庫等返還金という、そういう形で生じるのかどうなのか、1点確認の意味で教えてください。

○大石一宏管財課長 今後さらに貸付け面積等が増えた場合は、その部分についても返還するというようなものであります。

以上であります。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第20号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務部所管の議案の審査を終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで当局の入替えのため、暫時休憩いたしますけれども、当局、新しい部が入りましたらすぐにやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

休憩(9:15～9:18)

○村松幸昌委員長 休憩前に引き続き総務文教常任委員会を開催いたします。

次に、行政経営部所管の議案の審査を行います。

まず、議第21号「焼津市公共施設等整備基金条例の制定について」を議題といたします。

議案書は3ページからです。

それでは、議第21号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○鈴木浩己委員 おはようございます。お願いします。

今回、公用施設建設基金、学校建設基金、それから都市整備事業基金の3基金を廃止して1つのものを、今回、新たに公共施設等整備基金を設置するということであります。

今までの3つの基金残高、令和4年度の末の残高見込みをお教えいただけますか。

- 青木雄一郎財政課長 都市整備事業基金、こちらのほうが356万1,000円、それから学校建設基金、こちらのほうが8,545万9,000円、公用施設建設基金、こちらが4億4,346万円となります。

以上です。

- 鈴木浩己委員 そうすると、それを、3つを合算した基金残高で今回新たな整備基金の残高としてスタートをすと思うんですけども、例えば、使い道ですけども、今回の新たな基金の、公用または公共用に供するための施設の整備及び維持保全ということで第1条に書かれているわけなんですけれども、当然、各公共施設、老朽化もしてきて、昨日あたりは学校の教育委員会の関係で、校舎の躯体関係でかなり老朽化をしていて、長寿命化を図っていきますよというようなお話もあったわけなんですけれども、こういう公共施設マネジメントの部分で、結構全庁的に当初予算の中で相当な予算が計上されているかなというふうに思うんですけども、これは毎年の長寿命化の保全に関わる事業にも充当していくような、そういうお考えでしょうか。

- 青木雄一郎財政課長 今の質疑ですけども、基金そのもの、今回新たにつくる公共施設のほうですけども、こちらについては、廃止する3つの基金の目的を損なわないように全て網羅した形で今回基金のほうを設置します。

それから、今後使ってくる、使い道のところは、当然その3つの基金もそうですけども、もともと大きいのは公用だったんですけども、そちらは、公用というと一般的に庁舎になるんですが、これから公共施設ということで、市内の施設全般に充当できるように、活用できるように、今回基金のほうを設置させていただきました。当然、今、委員の御指摘にあった予算にある保全プログラム、ありますけれども、こちらのほうにも今後積み立てた額でまた活用のほうもさせていただきたいと思ひますし、今後新たに施設のほうをもし建てるとか改修するとかというときのためにも、この基金は必要だと思ひますので、こちらのほうを活用させていただきたいと思ひます。

以上です。

- 鈴木浩己委員 ありがとうございます。

それから、あと、基金の運用についてお伺いをしたいと思うんですけども、第3条の管理のところ、現金についてはその金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないという部分と、2のところには、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるというふうなうたわれております。第5条の繰替運用もある意味、歳計現金に繰り替えて運用することができるというふうな書かれているんですけども、歳計現金に繰り替える場合というのは、やっぱり例えば第3条のところ、有利な長期の定期預金とか有価証券なんかで運用すればそりゃ運用益はたくさん入るわけなんですけれども、繰替運用をするときに、こっちに不足しちゃったもんで急いでこっちへ移したいよというときに、長期の定期だとか有価証券で運用しているとちょっと流動性に欠けるものですから、なかなか具合が悪いのではないのかなって、ちょっと第3条と第5条のところ若干相反する部分なのかなというふうに思うんですけども、実際の運用というのはどういうふうにするつもりなのか伺っておきたいと思ひます。

○青木雄一郎財政課長 運用につきましては、出納のほうと相談しながらその辺のところを詰めていきたいと思っています。次年度に必要な予算といいますか財源といいますか、そのところを考慮しながら、その、積み立てるのか運用していくのかというところの相談も出納と毎年やらせていただいているものですから、そこで運用のほうを決めさせていただきたいと思っております。困らないように、その、取り崩すというか解約というか、しなきゃならないような状況にならないようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○村松幸昌委員長 代わってもらっていいですか、私、今の。

○杉田源太郎副委員長 はい。

○村松幸昌委員長 今、鈴木委員からのお話を伺ったその1つだけ、ここの1条、設置する施設の整備、維持保全に要する経費というふうに書いてあるものですから、設置の目的というんですか、設置が、そうすると、もう既に短期、中期、長期の運用計画というのが公表できなくても当局のほうとしてはある中でという考え方でよろしいですか。1つだけお願いします。

○青木雄一郎財政課長 こちらは、公共施設マネジメントのほうで総合管理計画というのをつくってございまして、そちらの計画に基づいてやっていきたいと思っています。個別施設計画のほうも毎年更新しておりますので……。アクションプランのほうを、こちらのほうを毎年更新しているものですから、その辺を考慮しながら、ここの辺を積立ても含めてやっていきたいと思っておりますし、積立ての部分については、できる限り、ここ、当然公共施設のほう、委員の皆さんも御存じとおり、焼津市も全国もそうですけれども、公共施設のほう、大分老朽化している部分があるものですから、その辺を今後やっていかなきゃならないときに金がないとなかなか、財源がないとできないものですから、その辺を考慮しまして、今後余剰金ですか、とかあった際には、こちらのほうに積み立てていけたらなというふうには考えております。

以上です。

○村松幸昌委員長 了解しました。

公共施設とリンクしているというのが分かりましたので、ありがとうございます。

それじゃ、戻る。

○鈴木浩己委員 さっき冒頭で3つの基金残高を教えてくださいんですけど、それを3つ合計すると幾らかというのを分かたら教えてください。

○青木雄一郎財政課長 こちら、2月の先議でも説明させていただきましたけれども、1億7,296万円、こちらのほう……。

3基金の合計か、すみません。

○鈴木浩己委員 3基金の合計で新しい基金、スタートするよね。さっき公用施設だけでも2億円幾らってなっていたんだよね。

○青木雄一郎財政課長 すみません。最初の3基金の残高、今回、都市整備事業基金のほう356万2,000円、学校建設基金のほう8,546万円、公用施設建設基金のほう8,394万5,000円、この3つを足して1億7,296万円というふうになります。すみません、訂正させていただきます。

○村松幸昌委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第21号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更について」を議題といたします。

議案書は57ページ、参考資料は83ページです。

それでは、第42号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

いいですか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第42号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第42号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、行政経営部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

それでは、ここで当局の入替えのため、暫時休憩いたします。しばらくお待ちください。

休憩(9:32～9:35)

○村松幸昌委員長 休憩前に引き続き総務文教常任委員会を開催いたします。

次に、市立総合病院所管の議案の審査を行います。

市議会議員の改選後に開催される委員会であります。本会議初日に先議案件で議案審査いたしました。委員構成に変更がありましたので、改めて委員の自己紹介をさせていただきます。

(各委員自己紹介)

○村松幸昌委員長 このメンバーでいきますのでよろしくをお願いします。

それでは、まず、議第11号「令和5年度焼津市病院事業会計予算案について」を議題といたします。

予算書は別冊の焼津市病院事業会計予算書です。

それでは、議第11号に対する質疑に入ります。

質疑、意見がある委員は御発言をお願いいたします。

○杉田源太郎副委員長 予算書の30ページの人工透析用材料なんですけど、これ、具体的にどんなものなんですか。

○鈴木大紀事務部次長 人工透析用の材料でございますが、いろいろ人工透析にかかる、いわゆる診療にかかる、それとあと、機械で透析をやるんですけれども、そのときに附属材料がどうしてもかかります。それで、今人工透析の患者さん、今年度も35床、今ベッドがあるんですが、120%以上の実績がございます。そういうことでこの金額も増えておりますが、それが外来収益に跳ね返ってきております。

以上でございます。

○杉田源太郎副委員長 今、120%ぐらいのたくさんいるよというので、この後の41号との関係もあるんですけど、41号、この後の、この関係なんですけど、今それを増やすことによって、この41号との関係、41号はまた別個で質疑しますけど、それとの関係の予算が入っているということよろしいですか。

○寺田浩己事務部長 一応予算のほうは患者さんを見越して予算計上しておりますので、当然増やすものにつきましても一応予算計上はしております。

○杉田源太郎副委員長 今、増やすものについてはということは、41号のほうで、ベッド数を増やすと、ベッド数を増やして人工透析の患者さんがたくさん充てるもので、それに対応するいろんな透析の材料を購入していくということは、41号が通るということを前提のこの予算だという、そういうことよろしいですか。

○寺田浩己事務部長 一応、今でも透析が120%以上増えております。それが新たにベッドを増やすことによりまして100%以下の稼働で回すことができるということになりますので、35床を46床にしたから、その分、本当に余分にこの材料費が上がるかという、そういうものではありませんので、今キャパオーバーをして、それでも受け入れているものにつきましてやるための予算ということになっておりますので、若干プラスアルファはしてありますが、またキャパ以上に收容するための予算ということにはなっておりませんので、ちゃんと今対応できる数だけの予算、プラスちょっと膨らめてあるというような形になろうかと思えます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○鈴木浩己委員 それじゃ、ちょっとお伺いさせていただきたいと思いますが、未収金の関係で聞かせていただきたいと思えます。

今回の予定貸借対照表だと、前年度の部分で20ページの流動資産の中で、未収金21億9,249万3,000円とかという、そういうことになっております。あと、貸倒引当金ですとかもろもろ計上されているんですけれども、未収金の今の現状を、入院収益の未収金と外来収益の未収金と立て分けるとすると、大体令和5年度の見込みで幾らぐらいずつで

計上されているのか、まず1点お聞かせいただきたいと思います。

- 寺尾貴裕医事課長 未収金の関係ですが、今、現時点で、1月末の未収金についてであります。医業の未収金としましては、今現状約18億円、過年度未収金につきましては4,400万円となっております。医業未収金のうち、入院、外来の内訳でございますけれども、入院につきましてはそのうち11億4,000万円、外来につきましては6億4,000万円、その他の未収金として2,000万円という内訳でございます。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 分かりました。

今、入院と外来、それぞれ伺ったんですけれども、これは現年度分と過年度分と両方合算の額ですか。ちょっと教えてください。

- 寺尾貴裕医事課長 今、入院、外来の部分につきましては、現年の未収金のみでございます。過年度の未収金は過年度だということで位置づけておりますので。
- 鈴木浩己委員 分かりました。

かなり未収金の回収で結構、こういう公立の病院もそうですし、あと民間病院なんかも非常に、コロナ禍で所得が急変をして減ってみたい、あるいはちょっと悪質な方も出てきてみたいということで、未収金の回収を課題に挙げている医療機関って結構ほとんど全てだと思うんですけれども、焼津市立総合病院の場合、未収金の回収についてはどんな取組をされているのか、未収金の回収で今の推移、現年度、過年度分も含めて、推移で回収の実績とかお教えいただけたらありがたいと思います。

- 寺尾貴裕医事課長 未収金の対策についてですけれども、今現状、2人の嘱託員さんをお願いをして、徴収関係の手続というか、自宅に行って徴収するとか、電話督促とか、そういう対応を取らせていただいています。その上で、そこでなかなか回収ができない部分につきましては、そこから弁護士事務所のほうに依頼をして、そちらのほうから、専門家のほうから徴収業務に当たっているというところでございます。

今現状としては、過年度未収金につきましては徐々に削減できている、減っている状況でございますので、今後につきましても減収に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 ありがとうございます。

今後もぜひ未収金の回収に力を入れていただきたいと思いますが、特に、貸倒引当金に計上される時効、これは5年でしたっけ。確認で教えてください。

- 寺田浩己事務部長 貸倒引当金につきましては2種類あります。今、具体的に2種類の時効がどっちがどっちかというのがちょっと分からないので、後でお調べしてお答えさせていただくという形でよろしいでしょうか。申し訳ありません。お願いします。

- 鈴木浩己委員 ありがとうございます。

特に医業収支をやっぱり向上させていく取組として、病床の占有率というか、それが、焼津市立総合病院の場合、大体70%ぐらいを推移していると思うんですけれども、ただ、以前、僕も市議会議員させていただいたまだ601床の時代とか、寺尾さんが以前市立病院にいらっしゃった頃の占有率というのは相当高かったと思うんですが、80%の後半ぐらいいっていたのかなと思うんですけれども、最近70%台でずっと推移しているという、

そういう傾向にあるのは、どういう要因があって率が下がっているのか、ちょっとお教えいただけますか。

- 関 常司病院事業管理者 私もこっちに来て8年になるんですけれども、来た直後、2年後ぐらいがピークだという実感があります。県のほうの地域医療の会議なんかでも資料が出ていますけれども、大体五、六年前がピークで、この中部、志太榛原地区はもうピークは過ぎているということです。それに新型コロナウイルス感染症が加わってがたんと、その要素も両方加わって、前は80%以上いていたのが10%下がっています。

- 鈴木浩己委員 分かりました。

ということは、もっと高度な病院のほうに行ってしまうのか、入院を伴う患者さんが、それとも、入院日数等の短縮とかで加算をする制度がありますけれども、そういうもので、急性期病院ですから、退院を早めているので、回転率がむしろすごく早まって率が下がっているのか、その辺、ちょっと教えていただけますか。

- 関 常司病院事業管理者 おっしゃったとおり、在院日数を引き下げるといふ国の方針がありますので、それで下がっているのはもちろんあると思います。それ以上にやっぱり人口減ですよ。高齢化しているんで、慢性期の疾患は増えていますので、いわゆる急性期の重症の患者がよその地域に流れているという要素はあんまりなくて、全体のやっぱり人口が減っているということが一番多いと思います。慢性のいわゆる疾患が増えるというふうに言われているんですけど、やっぱり人口減のほうが多く効いていて、いわゆる全体の入院患者のピークは多分もう過ぎているんじゃないかというふうに思っています。

- 鈴木浩己委員 ありがとうございます。事業管理者からお話を伺って、十分納得をいたしました。

あと、以前、かなり医師不足が課題になった時代もありました。現在でもやはり外来とかを一部吸収している診療科もあるわけでありましてけれども、こういった例えば循環器ですとか、そういう部分の医師の充足についての取組をお教えいただけますか。

- 関 常司病院事業管理者 御指摘のとおり、いわゆる大学病院なんかと比べると全ての科が100%そろっているわけではないですが、一時期に比べればかなり不足していた科も充足されてきて、循環器に関しても一応若手のばりばりの先生方2人で、いわゆる心不全とかこれから増えてくるそういうところ是对応できています。いわゆる急性期の心臓カテーテルをやるかどうかというような国の地域医療構想の兼ね合いもあるので、この地域で3つ、4つの病院が要するに乱立して患者さんを奪い合うのはどうかという問題もあるので、そこはちょっと大学との関係もありますので、今後考えていく問題だと思いますが、ある程度のレベルは充足しつつあるというふうに考えています。まだまだ足りないところはありますが、一時期ほど医師不足という状況ではないかなというふうに思っています。

- 鈴木浩己委員 ありがとうございます。

外来、入院ともに診療科でそれぞれ収益を上げていただいているわけなんですけれども、結構、焼津市立総合病院というと、産科の関係ですとか、あるいは血液浄化の関係ですとか、結構収益、高いのかなというふうに思うんですけれども、高い順番の診療科をお教えいただければと思います。

○寺尾貴裕医事課長 直近の状況では診療科で収入が多い順番でいきますと、やはり産婦人科、あと……。

○鈴木浩己委員 寺尾さん、入院と外来、こっち分けて教えてください。

○寺尾貴裕医事課長 まず入院からよろしいですか。入院からいきますと、神経内科、外科、その次に産婦人科、あと消化器内科、あと整形外科。すみません、整形外科が一番ですね、入院は。

外来では、神経内科、あと泌尿器、外来については透析の関係がそれぞれ入りますので、外来の収益が上がっていると、あとは腎臓内科、あと小児科、消化器内科、順番でいきますと。

以上であります。

○鈴木浩己委員 分かりました。

それこそ入院と外来の収益の高い順に今御説明いただいたわけなんですけれども、入院と外来それぞれ、診療科、若干違いがあるというのは、やっぱり医師の充足状況による影響なのか、それともともと外来だと単価が、診療報酬というか点数が低いかなのか、ちょっとその辺、教えていただけますか。入院と外来がなぜ診療科順がちょっと順不同になっている。

○関 常司病院事業管理者 単純に言うと、入院患者が多いところ、ドクターが充足しているところは当然入院が多くなるので、整形はうちはかなり充足していますし、やっぱり高齢者の方で骨折している患者さんが多いので、端的に言うとそういうことですね。

産科に関しては、この地域でやっぱり大分撤退して、スタッフ的にも余裕がないところが多いので、うちの病院が最近では産科と小児科、そういうことで多くなっていますが、あとは、入院と外来との比率に関しては、昔はもうほとんどの治療を入院してやっていたんですけど、今は外来の、いわゆる化学療法を大分外来の方に出すように国のほうも誘導しているので、外来でも非常に単価の高いところがあります。例えば血液内科なんかは、患者さん、そんなに多くないですけども、1人の患者さんの単価がべらぼうに高いです、特殊な抗がん剤を使っていますので。そういうこともあるので、入院と外来の比率というのは、そう単純にもいかないところがあって、患者さんの特性ですとか治療の内容によっては変わってくるところがあると思います。

○鈴木浩己委員 分かりました。ありがとうございます。

この後の条例案件にも若干関係してくるんですけども、現在、市立総合病院で不足をしているのは血液透析と、あとがんの治療の関係でしたっけ、そこが不足しているので、一般病棟のベッド、あとは高機能のベッドを若干やめて、そちらを充足するという形になるわけなんですけど、外来で結構やっぱり収益を上げている2つの科のさらに収益を上げるためなのかなというふうにも思うんですけども、そのとおりのお考えでよろしいでしょうか。

○関 常司病院事業管理者 そのとおりでございます。透析に関しても、やっぱり周りの施設の状況を見ると、これから増える要素はあまりないので、今それこそキャパシティーオーバーで何とか回していますが、しばらくするとそれもいなくなる状況が近いかなと思っています。

○鈴木浩己委員 分かりました。

やっぱりいかに経営の成績を上げていくかというのは、やっぱり全国の公立病院の大きな課題の1つだと思いますし、焼津の市立総合病院も当然だと思います。ですので、ぜひ、収益、上げられるところをしっかりと伸ばす中で、全体の経営の状況もやっぱり良好な状況に持っていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○村田正春委員 お願いします。新人ですのでいろいろ教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

予算書39、40ページ、貸付金のところなんですけど、さっきの鈴木委員の医師不足とも関連するかと思います。医学生貸付金3,300万円、看護学生貸付金2,760万円、薬学生貸付金240万円とありまして、37、38ページを今度見ていただいて、貸付金返還金、37、38ページですが、返還金、看護学生貸付金返還金が625万円、薬学生貸付金返還金が240万円、医学生の返還金なしなんですけど、これは医学生が焼津市立総合病院に勤めた場合は返さなくてもいいのか。あと、薬学生の場合は同じですよ。ということは、薬学生は市立病院に勤めてなかったと、そういうふうに判断してよろしいのでしょうか。その辺、お願いします。

○鈴木 彰病院総務課長 貸付金制度なんですけれども、学生のとくに、例えば、医学生ですと6年間貸し付けした場合、当院に6年、当院のほうで働いていただければ、貸し付けた奨学金を免除できるという制度になっております。今のところ、医師のほうはここに計上していないのが、実績があまりないものですから、基本的にはうちの病院に来ていただいて働いていただいているので、ここで予算は計上はしていません。ただ、看護学生なんかは、看護学校に行っている間に、やはりちょっと看護師に向いていないということで、途中で看護学校を辞められた場合は、それまでお貸ししていたお金を一括してお返しいただかなければならないと。あるいは、当院に就職をしていただいたんですけれども、例えば、3年間貸し付けしましたが1年間で辞めてしまった場合は、残りの部分を御返還いただくということになっていきますので、それを予算のほうに計上させていただいている状況です。

○村田正春委員 薬学生の場合は。

○鈴木 彰病院総務課長 薬学生につきましては、今2人分計上をしておるんですけれども、実は、この2人、1年間お貸しして、一度、国家試験のほうで合格できなくて、1年間今猶予している状況です。今年また国家試験に落ちてしまうと、そこで、猶予は1年間しか認めていないものですから、今までお貸ししたお金を返還いただかなきゃならないと、それをちょっと予算のほうで一応計上させていただいている状況です。今年、無事国家試験が受ければ御返還いただく必要は、うちの病院に就職していただければ問題ないということになります。

○村松幸昌委員長 いいですか。

ほかにありますか。

○村田正春委員 お願いします。

予算書の40ページ、資本的支出、建設改良費、資産購入費の中の医療機器購入費2億

5,705万円とありますが、先ほどの何か質疑にもあったと思うんです、医療機器、主なものでどんなものを購入されているのか。

それと、同じように34ページ……。

○村松幸昌委員長 1問、1つにしましょう。それまた後で質疑で。

○村田正春委員 じゃ、また、すみません。じゃ、医療機器購入費として主な医療機器、教えてください。

○鈴木大紀事務部次長 村田委員にお答えいたします。

まず、主なものとして、金額の大きいものから申し上げますと、3ページをお開きいただけますか。こちらは2,000万円以上の高額医療機器のものになるんですが、核医学診断用検出器、こちらが5,940万円になります。眼科手術顕微鏡、こちらが3,193万円、あと、もろもろ、医療機器、かなりの種類、あるんですけども、残りで1億6,500万円ですね。修繕のものもこの中に入りますので、こちらが主なものを抜粋したものを申し上げますさせていただきます。

以上でございます。

○村田正春委員 すみません、勉強不足で。一番お金がかかっている核医学診断用検出器、これは一体どんな機器なんでしょうか。

○内藤 章診療技術部長 核医学につきましては、主に心臓の、いわゆるバイアビリティーという機能がしっかり担保されているかどうかという、R Iという放射線を使いまして、そういうどこが悪いとかということ調べたり、あとは、甲状腺とかそういう表在関係のところのいわゆる腫瘍の状況とかを確認する、そういうための機械でございます。そろそろ結構もう古い機械でございます、ほぼほぼ修理も不可能ということで、今回購入をお願いしているということでございます。

以上です。

○村田正春委員 ありがとうございます。

よく分からないんですけど、最近、よくA Iの技術を使って画像診断をすると、そういう結構新聞報道なんかでなされているんですが、これも勉強不足なんですけど、A Iの画像診断用の機器というのは一体どのぐらいするものなのでしょう。そういうのはちょっとここでは……。

○村松幸昌委員長 村田委員、それはちょっとこの予算案の中には入っていませんので、それは別途お願いをします。

○村田正春委員 分かりました。どうも失礼しました。

○村松幸昌委員長 次、2つ目、もう一個ありますよね。

○村田正春委員 34ページです。同じ内容になると思う。減価償却費として、医療機器及び一般備品減価償却費として、5億2,232万6,000円とあります。これも先ほどと同じになると思うんですけど、主な医療機器、または一般備品ですか、その辺を教えてください。

○鈴木大紀事務部次長 5億2,232万6,000円のお話で、医療機器もかなりの数があるんですが、主なもので、例えばダ・ヴィンチ手術支援ロボット、こちらの3億円を超える機器なんですけど、これ、耐用年数、いわゆる償却年数5年で償却しております。そうしますと、ダ・ヴィンチだけでも単純に7,000万円、毎年毎年、それと新型MR Iって3テ

スラの、これも全国有数の医療機器を備えているんですが、こちらもやはり約3億円ぐらいかかっています。これも5年で償却していますので、これも6,000万円。ここの2つだけでも、あと、パラマウントベッドですとか、そういうのも全て数限りなく、その集大成、主なものだけ申し上げました。

○村田正春委員　すごいお金がかかっているんですね。ダ・ヴィンチのロボットのような、それ、やっぱり操作できる医師という方が当然いらっしゃるということで、やっぱり技術を持っているお医者さんに来ていただくということも必要なのではないでしょうか。

○村松幸昌委員長　言っているのは、今のダ・ヴィンチを操作するについての現状を教えてくださいということ。

答弁、いいですか。

○寺田浩己事務部長　ダ・ヴィンチ手術なんですけど、今現在、泌尿器科の前立腺がん、あと産婦人科関係でも手術を実施しております。当然、その2つの科につきましても、それを操作する資格を持った先生がいらっしゃいます。資格を持った先生だけじゃなくて、補助する先生も資格が必要です。その先生がいるのでダ・ヴィンチ手術ができるということになっています。

この4月からですけど、外科の領域の大腸がんの領域のダ・ヴィンチの先生をこちらのほうに就職とかお招きすることになっておりますので、4月からは泌尿器、産婦人科に加えまして、外科の大腸がんの手術も実施していくという予定にはなっております。

以上です。

○村松幸昌委員長　いいですか。

ほかにありますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長　それでは、ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長　討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第11号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長　挙手総員であります。よって、議第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号「焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は56ページ、参考資料は82ページです。

それでは、議案第41号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○鈴木浩己委員　それでは、よろしくお願ひします。

今回、471床から423床へということでありまして。御説明、議案説明会のとときの説明ですと、現在ベッドが不足している人工透析、あとがん化学療法等の外来治療患者用に対

応するため、一般病棟の37床及び高機能病棟の11床の合計48床を減少し、423床とするものであるということで御説明がありました。

そこで、1点目なんですけれども、一般の37と高機能の11床を減らすわけなんですけれども、人工透析用のベッドと、あと化学療法の外来治療用のベッド、それぞれ今何床あって、それを何床にする予定になっているのかというのを教えてください。

○森下政安喜病院経営戦略課長 質疑にお答えいたします。

まず、透析のベッドになりますけれども、現在35床に今回11床を加えまして46床、46ベッドですね。点滴治療センターのほうですが、現在17ベッドございまして、それにプラス10ということで、27ベッドを予定しております。

以上です。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。

先ほど、収益の関係でお話を伺ったんですけれども、そっちの透析と、あとは化学療法のほうも点滴のセンターのほうの収益は上がりますが、例えば、一般病床の37床と高機能病棟の11床を減らすことによって減収になる見込みというか、そういうのは積算をされていますか。減収する分と、あと拡充して収益がアップする分の、そういった差引きなんかももし詳しく教えていただくとありがたいなと思います。

○関 常司病院事業管理者 細かい数字はまたちょっと出させますが、大ざっぱに言って、一般病床を減らした分入院数が減るかということなんですけど、現実的に、減らすところは新型コロナウイルス感染症病床としてもうずっとここ1年半以上使っていたところで、実際に新型コロナウイルス感染症の患者さん、一番多いときに10人近く入ったことがありますけど、今例えば1人か2人ということで、42床のうちほとんど使っていなかった病床なので、一般の、いわゆるその減らす分の減収というのはほとんどないと考えています。これからは新型コロナウイルス感染症の患者さんは各病棟のところに振り分けると。うちも今まで、クラスターを起こしたときにやっぱり四、五十人、入院患者さんがいたことがあっても各病棟でやっていたので、これからは多分そういうふうになると思います。

○森下政安喜病院経営戦略課長 ちょっと今の御質疑ですけれども、先ほど、管理者のほうから話がありましたが、4 A病棟の減収については、少し近年使っていなかったものですから、その分の計算はしておりません。ちょっと今時点では分かりません。収益のアップのほうですけれども、透析につきましては、収入の部分と支出の部分を引きまして、年間で5,000万円程度の収益増を見込んでおります。あと、点滴治療とか抗がん剤の治療のほうは、ちょっと数にもよりますので、そこら辺については、すみません、数字のところの積算はしておりません。

以上です。

○関 常司病院事業管理者 補足ですけど、今、4 A病棟の一般病床のことで、高機能病棟に関しては、ここ、現状では使っていない病棟で、ほとんど空床として使っていたところなので、ここもあんまり減収には関係ないと思います。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症はこれで5月8日から5類になってくると、補正予算のと

きも事務部長にお伝えしましたけれども、国からのやっぱり交付金というか補助金もやっぱり相当ダウンし、最終的には全く、平常どおりなくなるということになると、今はそれである程度病院経営のほうも黒字になっている部分の要因もあるわけですが、それがだんだんなくなってきた場合に、やっぱり病院自体の自助努力で相当やっぱり収益を上げていかないと、新病院の建設も控えておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。透析、11ベッド増やすことによってプラス5,000万円というのはすごいというふうに思いました。例えば市内の医療機関で透析をやっているところというのは、天野さんと市立病院の2つの病院でしたっけ。

○関 常司病院事業管理者 もう一つ、甲賀病院がありますね。

○鈴木浩己委員 なかなかやっぱり民間病院のお客さんを取っちゃうというのもうまくないなというふうに思うんですが、ただ、それでも5,000万円ということで試算をされておりますので、ぜひ収益を上げていただいて、健全経営にまた努めていただきますようによろしくお願ひいたします。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 ちょっと今のちょっと関連なんですけど、甲賀病院と天野医院ですか、それ以外にちょっと透析、市民病院でやられた方から、うちのところもいっぱいだもんでここに行ってくれないかという中の紹介されたところで、大井川と島田と焼津の境で、つつじ平団地のすぐの病院を紹介されたというのもちょっと聞いたんですけど、それはやっていないんですか。ちょっと名前を覚えていないんですけど。つつじ平団地の。

○村松幸昌委員長 焼津市内。

○鈴木 彰病院総務課長 平井さん、やられているかと思います。

○杉田源太郎副委員長 じゃ、その3つだけじゃなくて平井さんがやっているの4つあるということですか。

○村松幸昌委員長 結局、多分、焼津医師会部分と志太医師会の部分があって、かまちが違うという話でしょう。すみません、余分なことを言いました。

○杉田源太郎副委員長 志太医師会の部分、そっちも含めて焼津市内には4つということによろしいですかね。

先ほどから聞いている透析の関係で、11追加するということと、あと、化学療法の関係で10追加するということなんですけど、そこの面積というのですか、それは大体どのくらいになるんです。

○森下政安喜病院経営戦略課長 改修後の面積になりますけれども、透析部分につきましては528.5平米、そして点滴治療センター分ですが、改修後、223.4平米になります。

○杉田源太郎副委員長 今、その面積と、471から423、48病床を減少する、その面積と整合性は取れるんですか。

○関 常司病院事業管理者 1つは、高機能病棟のところはもともと使っていなかったものでちょっと計算には入らないと思うんですけども、4A病棟、一般病床で、新型コロナウイルス感染症で使っているところを一部透析にするのと一部点滴にするということなんです。全部は使えないです。それは、いろいろな制約があって、例えば透析に関

していえば、透析に必要なお水を作る機械というのが、今本拠地があるわけですね。その隣の病棟になるので、そこから水をパイプを延ばして作るの、供給するキャパの問題もあるので、そこがあと11床まではキャパシティーぎりぎりということで、もしもうちちょっと増やそうとすると、また5,000万円ぐらいの機械を買って、新たにそういう水の供給の装置を作り直さないとできないということで、現有のものでできる最大限が11床ということですよ。

点滴に関しては、将来もっと増えればもう少し増やせる可能性はあると思いますが、現状、11床増やせば、何とか、ここ何年間に対応できるだろうというような見込みでやっています。よろしいでしょうか。

○杉田源太郎副委員長 ちょっと解釈がよく分からないんですけど、48の減らす面積と、先ほど言った11床の、11ベッドあるいは10ベッドの追加、その合計は、4 A病棟ですか、そのところで47減らすと。4 A病棟の中の47減らした面積と一緒に、今言った11とプラス10の追加した分の面積はほぼ一緒……。そうじゃない。

○関 常司病院事業管理者 その一部を使うので、だから、全部を使って、全部を透析のベッドに、全部を透析と点滴に変換することは無理なので、今までの入院ベッドと透析の患者さんの動線とか違いますので、全部を100%使えるということはずりあり得ないわけですね。今言ったように、透析に関しては、水の供給のキャパの問題もあるので、マックスで11床しかつくれませんので、そのうちの何分の1しかできません。点滴に関しては、取りあえず11床分つくりましたけど、まだ残りの残っている部分がありますから、将来的に増やすことは可能だと思っています。

○杉田源太郎副委員長 質疑の中にもちょっとあったと思うんですけど、48床減の根拠とこのですか、それがちょっとよく説明を聞いても分からなかったんですけど。

○寺田浩己事務部長 私が説明させていただきましたが、4 A病棟は今42床という病棟です。その個室部分が5床あります。なものですから、42引く5で37床分を4 A病棟では減少します。その5床については個室としてそのまま残しておきます。ですので、4 Aでは37床を減らしますということになります。4 Aでは37床減らします。その残った5床はどうするかというと、4 B病棟のほうに付け替えをして、4 B病棟として使っていく予定としております。

今度はまた別の病棟の5 B病棟という高機能病棟がございます。それについては、今現在23床、県から許可をいただいておりますが、実際、当院で使っている病床が12床ということになっておりますので、11床分も空いております。これからも看護師とかそういった人材とかそういうのも含めまして、使う予定はないということになりますので、その分、11床分をお返しして、37プラス11で48床分を今回減少させていただくという形になります。

それで、先ほど4 Aの話をしてきましたが、4 A病棟には4人部屋が9部屋あります。その9部屋のうち、3部屋分の壁を壊して11床入れるわけなんですけど、壁を取り壊せない、耐震壁というものがありますので、どうしても取り壊せないところがあります。4 Aの、また、点滴治療センターには、2つの部屋の壁を取って、そこに10床分、10ベッド分のベッドを入れるという形になります。

そうしますので、あと、大部屋としてまだ残っている病室が4つあります。それにつ

いては、今後利用をどうするかということになるわけなんですけど、どうしても面談とかその辺は個室でやる必要がありますので、そういうような部屋に使っていただくか、先ほど管理者が申し上げたとおり、点滴とかそういうのもまた増やすというような選択肢もあろうかと思いますが、ただ、現実的に新病院ができるまでの間ということになりますので、そんな工事費もかけられませんので、必要な分だけ今使うように今段取りをしているというところになります。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 先ほどの鈴木委員のお話の中にもちょっとあったんですけど、市立病院として、病床の稼働率というか、そういうものというのはどのくらいが適当、好ましいというふうに解釈すればいいですか。

○寺田浩己事務部長 令和5年度につきましては、82.5という数字で稼働率を計算しております。実際、稼働率90%とか95%とか高ければ、回転率がよくて、ベッドが空いていないという状況で、経営にはプラスになりますが、ただ、そうすると、職員1人当たりの患者数が増えていきますので、大体の病院は80%以上、85%ぐらいが普通かなということだと思っています。ですので、民間の病院あたりだともう本当回転を順繰り順繰りしまして90%以上という病院もあろうかと思いますが、大体公立病院だと80%以上が普通かなというような形で、今年度は82.5%で一応計算をしております。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 今、現在82.5%という、そういう稼働率になって、それは正常だということで、今48減をしない状態で82.5%利用しているということですよ。

○寺田浩己事務部長 423床で計算をしまして82.5%ということの数字をつくってあります。

○杉田源太郎副委員長 そうすると、減、減らしたときにこれだけになるよと。ちょっと簡単に計算できないんですけど、減らさないとするとなん%ぐらいなんですか。

○寺田浩己事務部長 大体74とか73%とか、そういうような数字になるかと思いますが、稼働率。

○杉田源太郎副委員長 七十数%というのは、これは経営していく上で、やっぱりあんまりいい数字じゃないというふうに解釈されているのだと思うんですけど、今新型コロナウイルス感染症が終息に向かっていて、先ほどの説明の中で、11床を使ったことがあるけど今1床だよと、今後、今でもちょっとずつはあるんだけど、そういうのも、特別の病床を使わなくても分けて使うことができるから大丈夫だということだったんですけど、ちょっと心配するのは、本当にこれで収まっていくかどうか。今収まっていく、データを見たときにそうだなというのは感じないわけじゃないんですけど、やっぱりこういうウイルスの、新型のウイルスというんですか、いつどこで発生してもおかしくないというような状況の中で、あっちにもこっちにも入れなくなって、いろんなニュースの中で、搬入できる病院がどこもないで、ずっと待っている間に亡くなられるどうのこうのというようなことがいつか紹介されていました。そういうときに、公立病院として、そういうものの余裕を取っておくという、そういうものが非常に大事だと思うんですけど、それについてはどう思いますか。

○関 常司病院事業管理者 おっしゃることはよく分かります。今まで、そういった意味

で、非常に何回も大きな波があったことに関しては、先ほどから問題になっている4 A病棟をまるっきし充てて、そこに、だから、いつも患者さんがゼロでも空けておくと、そういう状況で対応してきたわけです。でも、これから先、国のほうの、さっきお話ししましたけれども、空床補償の関係で、そういう形で1病床を空けて待っているということは現実的に多分行われにくい状況になると思います。各病棟でそれぞれ対応すると、少しずつ対応する。おっしゃったように、非常にまた大きな波が来た場合には、そのときは割り切って、どこか病棟を潰して新型コロナウイルス感染症用にするということをするしかないだろうと思っています。ただ、そのために1つの病床を空けておくということは、現実的ではないと思っています。

○杉田源太郎副委員長 ウイルスだけじゃなくて、ちょっと今心配しているのは、ずっと言われていることですが、自然災害のことなんかもあって、やっぱりこの対応なんかも含めて、一定の余裕というものが必要なんじゃないかなというふうに私は感じています。

それと、あと、48減ですか、この数字というものというのが、国のほうの、1割減少すると消費税を使った援助を受けられるということが決まっているわけですが、そのこととこの1割、本当にちょうど、ちょっとオーバーする数字なんですけど、それに合わせたということによろしいですか。

○寺田浩己事務部長 48床、確かに委員おっしゃるとおり、病床機能再編支援補助金というのがあります。委員のおっしゃったとおりになっているわけなんですけど、先ほど申し上げたとおり、4 A病棟の個室部分を除く37床と、5 B病棟の使っていないところの11床を足したら、言い方はあれですけど、たまたま48床になりましたということになります。もし、例えば、5 B病棟の23床のうち8床しか使っていなければ、その分、またプラス4床分という形になりますので、もうちょっと減らすという形にはなったのかもしれないんですけど、今現在、うちのほうで使っていないところにつままして積み上げたら48床になったということの48床でございます。

○杉田源太郎副委員長 国からの消費税を使った財源の支援ということで、これで幾らぐらいになるんですか。

○寺田浩己事務部長 1床当たり205万円だと思いましたので、205万円掛ける48床ということの計算で、9,800万円程度になるかと思います。

○村松幸昌委員長 いいですか。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を締めさせていただきます。

討論はありませんか。

○杉田源太郎副委員長 説明をいただいて、そうだというのは大体理解はしましたが、今後起こり得るウイルスの関係、あるいは災害との関係、そういうものを考えても、公立病院としての余裕というものを70%という、74%ですか、そういうものというのが果たして本当に、そこをなくして80%ぐらいにするための、80%にするために病床を減らすという、そういう方向についてはちょっと納得いかないなというのと、たまたま計算したら47減というふうになったよという……。

48でしたっけ、減になったというところも、そうなのかなって思いつつ、ちょっと違和感があります。確かに、新しい病院を建て替えるに当たって、いろんなところからの資金というのは非常に大切なことだと思うけど、これの1つが、財源が消費税であるということ考えたとき、これからの自分たちがこの焼津市で生活していくときに、安心・安全、そういうもののときに安全を確保するという観点からも、一定の余裕というものは、いつも確保しなければならない。

また、先ほどもずっと言われている人工透析の人たちが相当増えていって、質問というか相談も、病院を何とかやめてあっち行ってくれこっち行ってくれというような、そういうことを言われて相当大変になっているという状況、患者さん自身が大変になっているということもあることから、ベッド数を増やすということについて、全部反対をするわけではありませんけど、これを、これだけ増やしたから全部今までのものが全てクリアできるということにもならない。具体的な数字、ここまでしたら全部オーケーになるよということは多分ないというふうに思いますけど、少なくとも、もしものときに備えたそういう余裕というものは、私は、市立病院として持っているべきだというふうに思います。

以上で反対討論とします。

○村松幸昌委員長 以上で討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第41号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

休憩（10：38～10：48）

○村松幸昌委員長 休憩前に引き続き総務文教常任委員会を開催いたします。

次に、教育委員会事務局所管の議案の審査を行います。

議第35号「焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は47ページから、参考資料は69ページからです。

それでは、議第35号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は挙手の上、御発言を願います。

○鈴木浩己委員 それでは、お願いします。

今回の放課後児童健全育成事業の対象となる本市の施設はどういうところが該当するのか、お教えいただきたいと思います。

○杉山佳丈家庭・子ども支援課長 対象となる施設でございますが、放課後児童クラブ、全ての施設になります。

○鈴木浩己委員 放課後児童クラブだけと。

○杉山佳丈家庭・子ども支援課長 そのとおり。

○鈴木浩己委員 僕の調べた児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく、たしか児童館も含まれるようなことをちらっと書いてあるんですが、これは誤りですか。

○杉山佳丈家庭・子ども支援課長 確かに今回の改正の対象施設として児童館も入っております。ただ、今回の当課の所管、当部の所管としては、放課後児童クラブのみとなります。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 分かりました。

ということは、この条例の対象施設と家庭・子ども支援課の対象施設というのと違うんですかね。この条例に入る対象施設というのは、放課後児童クラブだけなのか、それとも児童館も含まれているのかという、そこをお教えいただきたいと思うんですけど。

○杉山佳丈家庭・子ども支援課長 今回の条例の対象は、条例の対象施設としましては、放課後児童クラブの施設となります。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 分かりました。

ということは、児童館のほうが含まれないという、そういうことで解釈をさせていただきます。

今回の安全計画と、あと業務継続計画を策定することについては、令和5年度については努力義務だよということであります。令和6年度については義務化されていくわけなんですけれども、例えば安全計画だとか業務継続計画なんかは、ひな形ってあるんですね、しっかりしたものが。例えば、じゃ、放課後児童クラブでそのひな形を使って、一番最初の放課後児童クラブの名称ぐらいを変えるぐらいで、あとはひな形丸写しみたいな、そういう安全計画とか業務継続計画になった場合に、それを実際、実効性のある計画になっているのかどうなのかというものをしっかりチェックしたりする、そういう部分というのは教育委員会としてどういうふうにお考えなのかを伺います。

○杉山佳丈家庭・子ども支援課長 安全計画については、新たに定めていただく、また、業務継続計画についても定めていただきます。ひな形に関しても、国のほうからは示されております。今おっしゃったように、令和5年度は努力義務ではありますけれども、我々の考え方としましては、努力義務ではあるけれども、なるべく令和5年度中に策定をしていただきたいという形をお願いをしまいたいと考えております。これはやはり子どもの安全を確保するという意味で設けられている計画でございますので、その辺は各施設をお願いをしまいたいと思っております。

また、そういった策定された内容については、我々のほうで確認をさせていただいて、また少し不備があったりとか足りない部分があれば、指導のほうはしまいたいというふう考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。

それこそ牧之原の園児が犠牲になった事件もあったわけなんですけれども、マニュアルどおり、園長さんとか側近の職員の方がチェックを要するに怠ったということでありました。ですので、マニュアルはあったけれども実際の園児に対する安全義務というも

のが欠いていたことによって、ああいう痛ましい事件が発生をしているわけなんですけれども、もしこれで、努力義務とはいえ、課長おっしゃったように、つくっていただいて、しっかり子どもの安全のためにやっていただくということに本格的になったときに、マニュアルもチェックをしていただくわけなんですけれども、実際に放課後児童クラブでこういう取組をやっていますよというような、そういったチェックというのはどういうふうにお考えですか。

○杉山佳丈家庭・子ども支援課長 確かにマニュアルはあるけれどもやっていない、そういう危険性というのがあろうかと思えます。ただ、今回の改正で示されているのは、これ、職員に対してもきちんとそこは周知するように求めています。さらには、保護者に対してもこういう計画については示して、それぞれ周知を図って、共通認識の下に安全を確保していこうという考えでございますので、その辺は徹底をしてみたいと思っています。

また、放課後児童クラブの施設長を集めて施設長会議もやっておりますので、そういった場面においても意見交換をするなどの対応は取っていききたいというふうにご考えております。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

最後に1点なんですけれども、6条の3の部分で、車の乗降時の義務づけの部分があるんですけれども、実際、放課後児童クラブで送り迎えとかのこういう自動車を使ってやっていらっしゃるというところは存在するかどうか、最後に伺っておきたいと思えます。

○杉山佳丈家庭・子ども支援課長 6条の3で、自動車を運行する場合の所在の確認の徹底を図るという規定は、今回、これは義務づけになっておりますので、令和5年度からやってまいります。この場合に、対象となる車を運行したことをやっているかというお話ですけれども、送迎に関しては現在のところはやっているところはございませんが、過去にやっていたところがあります。可能性はありますので、この辺は徹底をしてみたいと思えますし、送迎だけではなくて、施設内での活動で乗用車を運行して施設外で放課後児童クラブ、活動するというのもやっておりますので、そういったところに対してはきちんと徹底をしてみたいというふうにご考えております。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第35号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育委員会事務局所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

それでは、当局の入替え後、引き続き行いますので、お願いします。

休憩（10：57～11：00）

○村松幸昌委員長 それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き総務文教常任委員会を開催します。

次に、生きがい・交流部所管の議案の審査を行います。

最初に、昨日の予算決算審査特別委員会の審査のうち、生きがい・交流部所管部分の答弁内容に訂正があったとのことですので、発言を許します。

○嶋 美津子文化振興課長 昨日の予算決算審査特別委員会分科会の中で、松本零士先生の特別展示の開催日程を令和5年2月21日から4月9日までと御答弁いただきましたが、確認しましたところ、4月16日までの開催でしたので、訂正いたします。

○村松幸昌委員長 それでは、以上、生きがい・交流部から昨日の訂正でしたので、御承知おき、お願いをします。

それでは、審査に入ります。

まず、議第23号「焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は29ページ、参考資料は44ページとなります。

それでは、議第23号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○杉田源太郎副委員長 質疑の中で答弁のあった件ですけど、焼津市民以外の人たちが利用した各施設ごと、施設というかスポーツ広場とか全部含めてですけど、ふれあいギャラリー、スポーツ広場はなかったけど、あとはほとんどあったんですけど、その金額、例えば学校施設が4.6%あって、令和3年度のあれに合わせてやると84万円ですよという、そういう金額がずっと、パーセントと金額、示していただきました。これをちょっと全部合計していないんですけど、ちょっとメモが間違っているのかもしれないんですけど、合計すると幾らプラスになるのか、それ、ちょっと教えていただけますか。

○村松幸昌委員長 杉田委員に確認します。今のは学校施設の使用料を改定する金額についてのお尋ねでよろしいですか。

○杉田源太郎副委員長 ごめんなさい。全部ほとんど内容的に同じような、50%を書いてあるか書いてないかというのがありますけど、その中で、23号から29号ぐらいまでですか、その中で100%ということだけじゃなくて、金額を変えたというところもあるんですけど、それに対してこれだけの使用率で、それを令和3年度に関するところのくらいだよという、そういうお答えをいただいたと思うんですよ。そうすると、その合計が全部でちょっとこれ、幾らなのかなど。

○村松幸昌委員長 当局、どうですか。今の質疑について答弁できます。それよりも議案ごとに金額を出して行って、後で合計をそちらでまとめてこうでしたという話にするのか。

○杉田源太郎副委員長 それでいいです。

○村松幸昌委員長 それでもいいですか。どうですか。

○河守邦人スポーツ課長 杉田委員にお答えします。

今の御質疑ですが、令和3年度の収入額に対して、今回の改正によりまして、市外が増額したことによりまして幾ら程度差があるかということによろしいですかね。そうしますと、スポーツ施設全体という回答でもよろしいでしょうか。

○杉田源太郎副委員長 いいです。

○河守邦人スポーツ課長 スポーツ施設全体としましては、令和3年度の収入額から試算した場合、各それぞれの加算を試算した結果、およそというか試算額が97万6,789円、こちらが改正前と改正後の差額になります。97万6,789円、これが差額というか影響額の数字となります。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 焼津市以外の人、あるいは焼津に勤めているとかそういう、通っているとかそういう人は別に対象外というか、これの対象外になっているんだけど、市外在住者、それを利用するときに団体で借りる方がほとんどだと思うんですけど、借りる団体の中の責任者が市外だったら、あるいはメンバーに、登録されていると思うんですけど、その中に1人でも市外の人がいたらという、値上げの対象になるという基準について教えてください。

○河守邦人スポーツ課長 ただいまの御質疑は、対象の団体、市外の団体がどういうところということだと思いますけれども、スポーツ施設におきましては団体登録というものを利用前に行っていて、団体登録の登録者が市外が過半数を超える場合は市外団体として登録させていただいております。市外団体として登録された団体につきましては、市外料金を徴収しております。

以上です。

○原崎洋一委員 そのことで、過半数を超えているということですが、団体登録するときに、実際には、過半数を超えている焼津市民がいて、実際に使うのは、市内の人は誰も来なくて、全員が市外の人でも、これもオーケーということですね。お願いします。

○河守邦人スポーツ課長 ただいまの原崎委員の御質疑にお答えします。

今の全員というのは極端な例かと思えますけれども、仮に過半数が市民であって、例えば4割ぐらいが市外の方、当日来たときに、例えば欠席によって割合が過半数を超えてしまったということがあるかと思えますけれども、それにつきましても事前登録のときに市外団体、市内団体と登録した区分によりまして料金を徴収しております。

以上です。

○村松幸昌委員長 よろしいですか。

○杉田源太郎副委員長 今のは最初の登録時に。

○河守邦人スポーツ課長 はい。

○原崎洋一委員 今の関連で、登録というのは毎年1回更新をすると思うんですが、その辺のチェックの体制というのは実際にするのでしょうか、それとも、何か、じゃ、住民票を全員分出しなさいとか免許証のコピーを出しなさいとか、何かそういったことも考えているのでしょうか。お願いします。

○河守邦人スポーツ課長 特に住民票とかそういったものは御提出をお願いしておりません。利用者の方の申請に基づきまして、こちらのほうで処理しております。

その割合につきましては、登録時に利用者の方々に構成等変更がある場合はメンバーの修正をお願いしますということをお願いしております。

以上です。

○村松幸昌委員長 じゃ、次に行きます。

○杉田源太郎副委員長 この説明は、生きがい・交流部だったかどうかちょっと覚えていないんですけど、受益者負担の公平性を確保するためにという何か説明が……。あれ、行政のほうだったかな。

○鈴木浩己委員 行政経営部。

○杉田源太郎副委員長 行政経営だったか。そういう説明があつて、行政はこういう考えがあつてこの値上げということになったと思うんですけど、これはやっぱり、行政経営がそうやって言っているから、ここでも、生きがい・交流でも同じ立場で値上げをしていくという、そういうことでいいですか。

○松永年史生きがい・交流部長 今回の使用料の改正につきましては、いわゆる全庁的な見直しの中でのということですので、見直しの主たるところは行政経営部というところでありまして、我々の生きがい・交流部については、それぞれ所管の施設がありますので、それに該当させたという、そういうことでございます。

○杉田源太郎副委員長 値上げをすることによって、財政的に、これに先ほど言った97万円幾らか、令和3年度の実績に合わせるとということだったんですけど、これを上げること、これだけの金額が上がることによって、その収支がかなり楽になるというかそういうことじゃないと思うんですけど、その辺の考え方はどうですか。

○松永年史生きがい・交流部長 改正の料金の算定に当たっては、過去の、例えば過去3年間のそれぞれ施設にかかった経費に基づいて適正な料金を算出しているという形を取っております。ですので、今回の改正によって料金が上がった場合において、それが十分満足するかどうかというのは、また今後の状況に応じてという形になりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○杉田源太郎副委員長 今の御答弁でもそうなんですけど、先ほど、昨日、おとといですか、説明いただいた金額を全部勘案しても、そのところで、それが、市外の方が利用した金額、これだけあると、運営にかなり利するよという金額じゃないと思うんですよ。そういう中で、ほかの市町の関係、全部調べ切れていないんですけど、藤枝市なんかの場合、スポーツ広場とかそういうところの利用というのはやっぱり50%アップなんですよね。そのところを、ほかの市町では50%ぐらいで従来どおりやっていると。それを100%にしていくという、そこは全庁的な見直しの中で決めたことで、生きがい・交流部としてそれを決めたことじゃないという、そういうことなんですか。

○松永年史生きがい・交流部長 当部の判断ではないということは委員おっしゃるとおりだと思うんですけど、いわゆる全庁的な見直しというところでの、あくまでも行政経営部が筆頭になってということですので、その判断に従っているという形になるかと思えます。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 条例の改正の中で、50%というふうに書いてあるところと先ほど言いましたけど、50%が書いてない、そういうところもあるんですけど、50%と書いてないところというのは、今までもそういう市外の人が半数以上登録のときにあったとしても、そこをずっと料金は変えないでやってきたということでもいいのですか。

○河守邦人スポーツ課長 記載のない施設につきましては、市内と同一の料金となっております。

以上です。

○村松幸昌委員長 どうですか。

○鈴木浩己委員 これ、一個一個別々にやるの、一括じゃなくて。

○村松幸昌委員長 一括で……。

○杉田源太郎副委員長 ずっと俺一括で……。

○鈴木浩己委員 一括のつもりでいたんだけど、大体同じ内容なので。

○杉田源太郎副委員長 さっき聞いた50%、100%なくて、金額だけで何%、何%ってあるんだけど、今50%って書いてないところはできない、料金だけ上がっているところもあるんですね。内容としては大きな違いはないかなと思って、考え方として。

○村松幸昌委員長 全体、今、鈴木委員おっしゃりました。23号から29まで、ここはほぼ、市外、市内の使用料のパーセンテージの改定でございますので、そこまでを一括して今質疑をさせてもらっているということよろしいですかね。当局の皆さん、いいですか。

○杉田源太郎副委員長 一個一個のほうがいいのかな。

○村松幸昌委員長 一個一個のほうがいい。今の問題をクリアされちゃうとほかのものは全てすぐに議決していっちゃうみたいな感じでいいですか。

それで、今、ごめんなさい、もう一遍、どうですか、鈴木委員、杉田委員の意見。

○鈴木浩己委員 いいと思います。

○村松幸昌委員長 いいですか。

それでは、まず、23についての質疑ということで始めさせて……。

○杉田源太郎副委員長 ばらばらじゃなくて。

○村松幸昌委員長 そうそう、23で今のところをやらしてもらえば、これを議決すれば次のところは大体同じような内容だから、賛否議決だけしてもらって。

○杉田源太郎副委員長 いいのか、それで。

○村松幸昌委員長 いいですか、どうですか。

○鈴木浩己委員 だから、採決のときは別個でやらないといけないけれども、大体聞きたいこと、ほぼほぼ大体同じところで、だもんで、質疑するときに文化会館のことでちょっと聞きたいよとかふれあいの中で聞きたいよとかって言えば、その担当課の課長が答弁するけれども、全体網羅するようなことが、みんなの質疑を聞いているとそうなので。

○村松幸昌委員長 どうですか。いいですか。

それじゃ、質疑を続けてください。

○杉田源太郎副委員長 オーケーです。

○村松幸昌委員長 いいですか。

○鈴木浩己委員 それじゃ、1つだけ確認させてください。

石原部長のほうから受益者負担ということでの御説明があつて、当然各施設の管理運営とかは焼津市民の税金で成り立っているわけですよ。ところが、市外の方は、運営管理の税金を1円も払っていない立場の人が市の施設を使うということについて、やっぱり市民と市外の人とは不均衡だよなという、そういうところからのことが1点と、あとは、施設の使用に関わるようなコスト計算ですよ。公共施設マネジメントですとか、あるいは公会計なんかで、複式簿記なんかでやっていくと、やっぱりコスト意識ってどうしても強くなるし、ここの公民館は一体1人当たり幾らで年間運営されているんだろうとか、そういう計算がやっぱり複式簿記でやっていくとできるものですから、そういうことを考えると、やっぱり市民と市外の方とではやっぱり均衡がないので、料金を今回100%増しみたいなの、そういう形でもって、ただ、一律に決めたというのはちょっとなというふうに思うところがあります。やっぱり各施設ともに、コストを計算してみると違いが絶対あるはずですので、その辺はどうなのかなというふうに思うので、今後、やっぱりしっかり精査していかないといけないのかなというふうに思うのが意見です。

伺いたいのは、今回は、市外の方の加算の条例改正ですけれども、逆に、市民の方が、例えば18歳未満の子どもさんが使う場合だとか、あるいは75歳以上の後期高齢者が使う場合だとか、例えばそういうことで減免の制度を考えていらっしゃるかどうかというのを、もし、施設全体の部分で伺いたいと思いますが、うちの施設はそういうのを将来的には考えていますよとか、障害者のやつは全額免除ということでは以前条例改正をやりましたけれども、それ以外の減免について考えているところがあったらお教えいただきたいと思ひます。

- 山下浩一スマイルライフ推進課長 今の鈴木委員の御質疑でございますが、25号の公民館の関係のことについてちょっとお答えをいたします。公民館につきましては、社会教育団体という登録のところですので、社会教育団体ということで、社会教育あるいは生涯学習に資する団体の登録の場合には、一律減免で50%、利用料を減免して利用できるような形で対応してございますので、今言ったように、年齢というよりは、施設の目的であったりだとか、そういったものに合致して活動されるというところについては、年齢問わず、減免という形で処理をしてというところでございます。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 今後だよ。今そういうことで社会教育に資する活動だとかというのは減免しているけれども、今後、さらにこういう対象の人には減免をちょっと今検討しているんだけどというようなものがあればということですよ。

- 山下浩一スマイルライフ推進課長 すみません。今後につきましては、ちょっと公民館につきましては、今回、質疑の中でもありましたように、地域交流センターという形で、今後、令和6年4月をめどに施設を移行していくという形になってございます。

現状、今、利用基準であるとかどういうふうな形で利用されるのかという幅を今、中でも検討しているところでございます。減免のところにつきましては、ちょっとまだ今のところまだ整理ができていないんですが、そういうことも視野に入れながら、少し検討していくということはやっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 鈴木浩己委員 ほかのところは別に考えていないですか。

○嶋 美津子文化振興課長 文化会館につきましては、現在、障害者団体というところで免除をしているところ、減免をしているところであります。

現時点では、それを広げるとかということは今まで検討はしていないんですけども、やはり受益者負担ということと、それから市民の公平・公正性というところを考えた上で、検討はしていくとしたらしていく必要があるかなと思います。

以上です。

○河守邦人スポーツ課長 スポーツ施設につきましては、多くの施設で高校生以下料金というものを設定しておりまして、基本的には高校生以下が御利用する場合は半額という形になっております。

今後につきましては、現状のところ、具体的に料金を安くするとかそういった計画はございません。施設の管理につきましては、近年、光熱費や資材の高騰とかありまして、管理費のほうも上がってはおりますけれども、今のところ、現状の料金で市民にそのまま引き続き御利用していただいているという現状でございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。公共性だとか負担能力だとか、そういったものも加味しながら、使用料の見直しについては、また機会あるごとに検討を重ねていただきたいなというふうに思います。

あと、焼津市と藤枝市、志太広域事務組合の枠組みになっていまして、例えば、藤枝の人が焼津市のスポーツ施設を使うと、利用料金の何割かは志広組から補助される制度があります。焼津市民が藤枝の施設を使うとやっぱり同じように、たしか2分の1だったと思うんですけども、補助される制度があるわけですけども、こういう料金改定した場合というのは、例えば、焼津、藤枝の2市のこういう住民相互のやっぱり行き来をもっと発展的という意味でやらせていただいているようなものらしいんですけども、例えば、藤枝市さんのスポーツ団体の方だとか文化団体の方々だとか、よく使われるところの団体への説明というのは、この条例が可決をしてからの説明になります、それとももう既に、来年度からちょっと考えているものでまた御説明に伺わせてもらってということで、既に説明されているのかどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○松永年史生きがい・交流部長 鈴木委員の志広組の負担金的な話でございますけれども、いわゆる藤枝市民が焼津市の施設を使った場合に、今までで言いますと、いわゆる市外料金分と市内料金分の差額を志広組から拠出してくれるという制度でございますけれども、今年度、令和4年度からその制度が廃止されたということを聞いておりまして、志広組から、今その制度の適用というのが今ございませんので、ちょっとそれに関しての説明というのはちょっとないということをお願いしたいと思います。

○山下浩一スマイルライフ推進課長 施設の利用者への周知ということで御質疑ございましたが、議案につきましては全ての関連する議案、施行を来年、令和5年の10月1日からというふうにしてございます。ですので、市内の方は直接今回関係はない形になるわけなものですから、市外の利用があった場合には、10月1日までの間で周知をしていきながら対応していきたいというふうに、全市でそういう形で考えております。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○原崎洋一委員 関連してなんですが、焼津市をPRするという意味合いで、もしスポーツとか文化財みたいな、そういったものをシーガルドームとかそういった広いところで開催する場合、その使用料というのは、やはり団体の中心である市外の人間が申し込むと思うんですが、その場合は、使う人間の半分以上は市外の人ということであれば、何かそれも、せっかく焼津市をPRしようとして多くの人を集めようとしているのに、料金を上げることによって使いにくくしているという意味がちょっとその辺が、どういうふうに考えているのか、もしお考えがあれば聞かせてもらいたいです。お願いします。言っている意味、分かりますかね。

○河守邦人スポーツ課長 総合体育館等で行われる、例えば県大会とか大きな大会につきましては、多くが市内の協会なりから申込みがあります。例えば県大会とかありますと、例えば市内の何とか協会というところから施設の予約等があります。そういった場合は、市内の団体となりますので、半額となります。そういったものを通さずに直接申込みがありますと、市外料金となります。

スポーツ施設につきましては、毎年、年度当初に利用者会議というものを行いまして、そこで大規模な大会については、施設の割当てといたしますか協会ごとに割り振っていくところがございますので、そういった中で調整しながら行っております。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、今日、生きがい・交流部で委員の皆さんに審査していただく議案が8件あります。今のは、議第26号「焼津市ふれあいギャラリー条例の制定について」でございますので、一個一個、決を採らせていただきますけれども、23、24、25まで一応決を採らせていただいて、26はもう一遍質疑をさせてもらおうと、それをやった後に、27、28、29、38についても、使用料条例関連ですので、またこれも一つ一つ議決させていただきますという形でよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 では、お願いします。

それでは、特に、ほかにないようでございますので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○杉田源太郎副委員長 今、原崎委員のほうからもあったんですけど、焼津市として、他市に対して、焼津に来てくださって焼津をPRするためにいろいろ呼びかけているわけですね。先ほど、公平性という、受益者負担の公平性の確保、それを確保するところについて、全部を否定することじゃないんですけど、ほかの市町でも当然やっていることで、それが、全部は調査していないですけど、藤枝市で一応50%、今の焼津でも50%というところがあるわけですけど、そういうことを考えたときに、やっぱり焼津をPRしていく、そして来てくださって言うときに、来てくれた人、その人、その団体等、それが焼津の施設を利用すると50%が100%になっちゃったよ、あるいはゼロが倍になったよというのは、これは、全体の公平性の確保というところからちょっと外れるのではないかなと思います。一定の税金を払って、先ほど鈴木委員の言った税

金を払っている市民とそうじゃないところとの差を設けていくという観点では、50%、今そういったところは普通にやられているのであれば、そこを上げなくてもいいのではないかなど。今までそこをやっていなかったところについては、50%にするなりしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上、反対討論とします。

○村松幸昌委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

まず、議第23号はこれを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数です。よって、議第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号「焼津市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたしますが、先ほど説明しましたように、質疑、意見及び討論を打ち切り、採決をしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○杉田源太郎副委員長 討論同じ。

○村松幸昌委員長 討論同じ。

それでは、採決をいたします。

議第24号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数です。よって、議第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議第25号「焼津市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これも同様に、質疑、意見を打ち切ります。討論は、先ほど杉田委員からありましたように、同じ討論ということで解しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、採決をいたします。

議第25号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、次に、議第26号「焼津市ふれあいギャラリー条例の制定について」を議題といたします。

これは、議案書は32ページ、参考資料の53ページを御覧ください。

それでは、議第26号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言を願ひます。

○杉田源太郎副委員長 ここでは議案書の35ページのところに、基本料金、使用料の100%に相当額を加算する、5番目ですね。そういうふうにあります。今まで、先日の答弁の中で、ふれあいギャラリー、ここについての市外の利用者はゼロ、なかったよと

ということなんですけど、これも、ほかの条例との関連で、今までもなかったけど、今後もないかもしれないけど、こういうのをほかの条例に合わせてしていったほうがいいかなという、そういうことでの条例の変更ということによろしいですか。

○嶋 美津子文化振興課長 市外の者の利用に関する使用料を100%に加算するということなんですけれども、委員おっしゃっていただいたとおり、ほかの施設との関連もありまして、今回このような形にしました。

今まで利用がないということなんですけれども、今回、この条例を制定して、また、場所が広くもなっておりますので、市外の方でも御利用いただきたいという考えもありますので、広く使っていただきたい施設として設定しております。

以上です。

○村松幸昌委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○杉田源太郎副委員長 基本的には同じなんですけど、これだけ区画の中、こうやって広がっているところもあって、別個で借りることもできる。それも今までもあったと思うんですよ。ただ、先ほど言ったように、来てもらう、焼津市外からたくさん来てもらって使ってもらいたいよという、そういうことが趣旨としてあるのであれば、これは、ほかのところに合わせて100%にしたというけど、ほかの、今までの形で、公平性ということで、100が公平性で50が公平性を乱しているとかじゃないと思うんですよ。もしここに差をつけていきたいというのであれば、50%にすると、変更をしたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上、反対討論といたします。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 以上で、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第26号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

先ほどお話ししましたように、議第27号から38号までにつきましては、質疑、意見を省略し、討論は、杉田委員、どうですか。

○杉田源太郎副委員長 同じ。

○村松幸昌委員長 同じものということで理解させていただき、採決に進んでいきたいと思えます。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、議第27号「焼津市総合グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより採決いたします。

議第27号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号「焼津市スポーツ広場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。質疑、意見を省略し、討論は先ほどの討論の内容ということで解しまして、決を採らせていただき、採決いたします。

議第28号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号「焼津市漁船員テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。質疑、意見は省略し、討論につきましては先ほどの内容ということで確認をさせていただきます。

議第29号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第29号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

次に、議第38号「焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見は省略し、討論は先ほどの討論ということで理解をしていただきたいと思います。

それでは、これより採決いたします。

議第38号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 村松幸昌委員長 挙手多数であります。よって、議第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、生きがい・交流部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

これで、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（11：39）